



厚労省、社福の新たな指導監査要綱発出 ～専門家による社福への支援を反映～

◆社会福祉法の全面施行を受け、社福への監査の周期など、指導監査の効率化・重点化を進める内容を盛り込んだ新たな社会福祉法人指導監査実施要綱が先月27日に厚労省より示されました。

一定の周期で行われる一般監査については、原則3年に1回とし、会計監査人の支援を受けている場合や税理士などの専門家から内部統制向上の支援を受けている場合などはその周期を延長できることとしています。

また税理士や公認会計士などの専門家によって法人運営の適正性が確保されていることを条件に、所轄庁は指導監査の際の監査事項を省略できることとし、財務や会計の専門家の支援を活用し、効率的にガバナンス強化を図っていくことが盛り込まれています。

通知の後半では、一般監査を実施する際の対象となる監査事項や監査事項が根拠法令に適合しているかを判断するチェックポイント、着眼点などを解説した指導監査ガイドラインが示されています。

(厚労省HP/厚生政策情報センターHP)

監査周期の延長に関する内容

- 会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合⇒5年に1回
- 会計監査人を設置せず、法人と公認会計士・監査法人との契約によって行われる会計監査人監査に準ずる監査が実施され会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合⇒5年に1回
- 税理士や公認会計士などの専門家による事務処理体制や内部統制向上の支援を受けた場合⇒4年に1回

特養以上のサービス利用 ～サ高住の適正化へ報酬見直し検討～

◆先月26日に厚労省社保審介護給付費分科会が開催され、2018年度の介護報酬改定に向けた議論が始まりました。現在整備が進んでいるサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）について、サービスが過剰に提供されているとして、適正化に向けて対応していく方針が示されました。

サ高住は原則、安否確認と生活相談のみの提供で、介護サービスを受けるには外部のサービスを利用しなければなりません。介護の受け皿が不足していることや、整備に国の補助があり、固定資産税の減額などの優遇もあることから、急速に拡大しています。

一方、地価の安い郊外に多く整備され、利用者にとって医療や福祉サービスなどを利用しにくいことに加え、最近では利用者の死亡やけがの事故が報道されています。

この日の審議会では「ひと月の支給限度額に占める介護費の割合が特養の入居者よりも高くなっている傾向が見られる」とした大阪府の報告書を取り上げ、利用者に沿ったサービスが提供されていないことが指摘されました。

特養などとは異なり、住宅の運営と介護サービスを提供する事業者が異なることから、行政が一人ひとりの利用者を把握しにくいことが指摘されています。会合に出席した厚労省の蒲原老健局長は次回報酬改定で対応するとしており、サ高住の適正化に向けて行政の目がより厳しくなりそうです。

大阪府における
サービス利用の実態(単位:円)

	特養	サ高住
平均	260,430	191,051
要介護3	240,761	245,582
要介護4	261,283	279,568
要介護5	281,257	331,614

(参考：官庁通信社HP/大阪府HP)

混合介護解禁進む ～規制改革会議、6月に答申へ～

◆介護保険と保険対象外のサービスを組み合わせる提供を混合介護について、規制改革を担当する内閣府の松本副大臣は8日、本格的な導入に向けた仕組み作りを検討していく方針を示しました。

混合介護を進める背景には、要介護者とその家族が同時一体的にサービスを受けられないなどの非効率な実態があり、これを見直してサービスの質を高めることが大きな目的の一つです。また事業者にとってもサービスの創意工夫ができ、収益拡大や介護従事者の処遇改善にもつながられる利点があるとされています。

一方、サービスが多様化することで利用者が不当に高い利用料をとられるなどの懸念もあり、厚労省は制度の導入に否定的な姿勢を示しています。

松本副大臣は簡便な料金方式や利用者に分かりやすいルールにすることで対応できるとしており、先月25日の規制改革会議でも、利用者負担の拡大防止やトラブル救済の方策が示されています。

同会議は6月に安倍首相に答申する予定で、混合介護が実現すれば事業者の経営の自由度が増しますが、利用者には選ばれるサービスを提供しなければならないため、事業者の努力が経営により反映されることになりそうです。

規制改革会議で示された整備の在り方

- 多職種による評価を経た上でのケアプランの策定を推進
- ケアマネージャーが自立支援・重度化防止の観点で踏まえて保険外サービスをケアプランに位置づける
- 苦情処理体制が整備されているなど、条件を満たした事業者のみに混合介護を認める

(参考：規制改革会議HP/産経新聞ウェブ)